

改 正 後

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 18)

個別帰属額等の一覧表

連 結	:	:	連結親
事業年度	:	:	法人名

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法 人 名	納 税 地 等	売 上 金 額	期中 加入
			個別帰属額	
	連結親法人		百万円 円 円	
連 結 子 法 人	1			
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額			

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中 加入した連結子法人数	法人
	期中 離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

15.00 改正

(注) 「※」欄は税務署処理欄です。

改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 18)

個別帰属額等の一覧表

連 結	:	:	連結親
事業年度	:	:	法人名

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法 人 名	納 税 地 等	個 別 帰 属 額	期中 加入
			円	
	連結親法人		円	
連 結 子 法 人	1			
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額			

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中 加入した連結子法人数	法人
	期中 離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

15.03

(追 加)

改 正 後

( 連結納税に関する申請書等の様式の制定について 18 )

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

- 1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。
- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。
- 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
- 3 個別帰属額に関する書類は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表四の二付表～別表十七】の各様式）を使用して作成してください。
- なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表四の二付表～別表十七】の添付を省略することができます。
- 2 各欄の記載要領
- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
- (3) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。
- イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
- ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額16」欄
- ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
- (4) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。
- (5) 「連結子法人数——法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (6) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額」欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額の合計を記載してください。
- (7) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。
- なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。
- (注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 前

( 連結納税に関する申請書等の様式の制定について 18 )

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

- 1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。
- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。
- 2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
- 3 個別帰属額に関する書類は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表二～別表十七】の各様式）を使用して作成してください。
- なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表二～別表十七】の添付を省略することができます。
- 2 各欄の記載要領
- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「連結法人税個別帰属額」欄の金額を記載してください。
- (3) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。
- (4) 「連結子法人数——法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (5) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額」欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額の合計を記載してください。
- (6) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。
- なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。
- (注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。